

資料4

R8.2.9

社会福祉審議会資料
県産材利用推進室

社会福祉施設等に関する基準条例の一部改正（案）について

1 社会福祉施設等に関する基準条例の一部改正（案）について

1 改正の理由

県産材利用促進条例の制定、「県産材利用方針」の見直しに合わせて社会福祉施設等に関する基準条例（別紙の15条例）における木材利用についての規定を見直す。

2 改正（案）

（旧）「内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。」等

（新）「内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。」等

3 改正（案）とする理由

○ 社会福祉施設等の基準条例へ木材利用が規定（H24）された主な背景

- ・利用者の精神的な安らぎとゆとりを確保するために、施設の内装等に木材を利用することが望ましいこと。（内装等の木材利用を規定）
- ・社会福祉施設等は公設のもののほか民間が設置するものもあり、事業者の努力で施設が整備されるものであること。（努力義務として規定）

○ 社会福祉施設の耐火基準等

- ・社会福祉施設等は、避難困難な利用者が多く火災時のリスクが高いため、条例で耐火建築物又は準耐火建築物でなければならないと規定（⇒ 県が行う公共建築物において「木造化するものとする施設」以外に該当）



内装等への木材利用の努力義務規定に加え、「県産の木材の利用」規定を追加する。

4 関係の規定

○ 信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例

第12条 その他事業者は、基本理念にのっとり、県産材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

→ 2月県議会定例会に基準条例の一部改正（案）を提案予定

条例等名称	条項	条文
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例	別表:第3条関係 第210	10 施設設備の内装等には、木材を利用するよう努めること。
保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	本則:第5条第2項	2 救護施設等の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例	本則:第86条第3項 本則:第118条第2項 本則:第129条第5項 本則:第146条第3項 本則:第161条第2項 本則:第179条第4項 本則:第197条第3項	3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない 2 前項に定める部屋等の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 2 前項に規定する設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	本則:第99条第3項 本則:第110条第5項 本則:第128条第3項 本則:第142条第2項 本則:第159条第4項 本則:第179条第3項	3 第1項第1号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない 5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 2 前項に規定する設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例	本則:第5条第4項 本則:第44条第4項	4 指定介護老人福祉施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備等の内装には、木材を利用するよう努めなければならない。
介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	本則:第5条第4項 本則:第44条第4項	4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	本則:第3条第2項	2 養護老人ホームの設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	本則;第4条第2項	2 特別養護老人ホームの設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	本則:第3条第2項	2 軽費老人ホームの設備の内装等には、木材を使用するよう努めなければならない。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	本則:第5条第2項	2 療養介護事業所の内装等には、木材の利用に努めなければならない。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	本則:第4条第3項	5 児童福祉施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	本則:第4条第5項	5 児童福祉施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	本則:第5条第4項 本則:第44条第4項	4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。 4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	本則:第4条第2項	2 女性自立支援施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	本則:第4条第7項	7 一時保護施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。